

平成22年度 第4回豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会会議録

日 時 平成22年12月10日(金) 午後1時30分～2時30分

場 所 市役所 南庁舎7階 74委員会室

出席者 ・出席委員9名

今川 晃 (学識経験者 同志社大学教授) 会長
今井 康夫 (豊田商工会議所 顧問) 副会長
梅村 正吾 (あいち豊田農業協同組合 代表理事専務)
澤田恵美子 (豊田市消費者グループ連絡会 会長)
柴田 征充 (社団法人豊田青年会議所 理事長)
田代 真光 (市民代表 公募委員)
田中 裕子 (豊田市ボランティア連絡協議会 監事)
古川 利孝 (豊田市区長会 会長)
渡邊 正美 (連合愛知豊田地域協議会 代表)

・事務局

福嶋 兼光 (総務部長)
須藤 寿也 (総務部総務担当専門監)
杉山 基明 (議会事務局局長補佐)
川北 尚志 (議会事務局係長)
古澤 彰朗 (人事課長)
酒井 正樹 (人事課副主幹)
大久保英幸 (人事課係長)

傍聴人 0人

【議 事 録】

会長あいさつ後、議事に入る。

議 事

1 傍聴人の確認について

(会 長) 本日の傍聴人はいるか。

(事務局) 傍聴人はいない。

2 第3回審議会会議録の確認

(会 長) 第3回審議会の会議録の確認をする。内容の訂正等があれば指摘いただきたい。

————— 委員より修正の発言なし —————

(会 長) それでは、この内容で会議録の公開をする。

3 答申案の説明

(会 長) 前回の審議会では最終結論として、市長の給料は3千円引下げ、副市長、教育長、事業管理者、常勤の監査委員は、いずれも2千円引下げとする。市議会議員の議員報酬は据え置きとする。政務調査費も据え置きとした。本日の審議会では、この結論に基づいた答申案を事務局から提示していただき検討する。事務局より答申案の説明をお願いしたい。

(事務局) 第1 答申内容

1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額(以下「特別職等の報酬及び給料の額」という。)について

特別職等の報酬及び給料の額を、次のとおりとすることが適当である。
議長753,000円据え置き、副議長687,000円据え置き、
議員621,000円据え置き、
市長1,129,000円 3,000円、
副市長951,000円 2,000円、
教育長763,000円 2,000円、
事業管理者763,000円 2,000円、
常勤の監査委員664,000円 2,000円、
改定時期、平成23年4月1日から実施することが適当である。

2 市議会の会派又は議員に交付する政務調査費の額(以下「政務調査費の額」という。)について

現行の議員一人あたり、年額380,000円を据え置くことが適当である。

第2 審議経過

当審議会は、平成22年10月18日に貴職から特別職等の報酬及び給料の額並びに政務調査費の額の改定の是非、改定額及び改定の時期について意見を求められた。

これに対し、当審議会は、前回の審議会以降の社会経済情勢の変化や、国、他の中核市及び県内各市の状況、本市の財政状況や業務の変化など、本市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、別記の参考資料に基づいて慎重に検討した結果、上記の結論に達した。

1 審議会開催状況

第1回審議会、平成22年10月18日
第2回審議会、平成22年11月 4日
第3回審議会、平成22年11月22日
第4回審議会、平成22年12月10日
第5回審議会、平成23年 1月 7日

2 指標

特別職等の報酬及び給料の額について審議するにあたり、特別職等の職務内容とその職責を十分認識するとともに、情勢適応の原則や均衡の原則を考慮し、以下の基礎的指標を参考として、適正な額を決定することとした。

ア、人事院勧告と本市一般職の給与改定状況

イ、国の特別職及び国会議員並びに中核市・県内各市の特別職等の報酬及び給料の額の状況及びその比較

ウ、特別職等の報酬及び給料の額における支給比率

エ、中核市・県内各市の財政状況

オ、豊田市の投資的経費の推移

カ、最近の経済情勢

また、政務調査費の額に関しては、現行の用途基準に照らし合わせて、次の指標を参考にして額の妥当性を審議した。

キ、豊田市議会政務調査費条例で規定する用途基準

ク、中核市・県内各市における政務調査費の状況及びその比較

ケ、政務調査費用途別支出状況

第3 特別職等の報酬及び給料の額についての考え方

特別職等の報酬及び給料の額は、その果たすべき役割及び責務に対応することが必要であり、これに加えて、一般職の給与改定及び国の特別職の報酬等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案すべきである。

社会経済状況の変化をマクロ的に見れば、地域主権改革の議論に基づく国と地方の役割や権限の見直し、地方自治法の改正議論に見られる議会や首長等の執行機関との関係の見直しなど、地方の役割や責任の度合がますます増し、それを担う議会や首長の重要度は高まっている。

また、経済環境においても日本経済は、一昨年秋の世界的な金融危機を契機に大幅に悪化し、経済対策の効果等によって昨年夏以降持ち直してきているものの、民間の雇用・賃金情勢は、厳しい状況が続いている。

本市においては、合併による都市の構造の変化や都市内分権の推進、複雑かつ多様化する市民への的確な対応、自主的、自立的な行財政経営など取り組むべき行政活動や議会活動の範囲が拡大し、市長等特別職及び市議会議員の果たすべき役割及び責務は、これまで以上に大きくなっている。

また、本市における税収状況を見ると、最近の円高基調や経済対策の終了などによる本市基幹産業への影響も大きく、これによる大幅な税収減が見込まれ、さらに厳しい行財政経営が想定されるところである。

一方、一般職の公務員の給与関係は、最近の人事院勧告を見ると引下げ基調の中にあり、また、市議会議員をはじめとした地方公共団体の特別職の報酬等に関する市民の関心度は、名古屋市の例を見るまでもなく高まってきている。

このように、役割及び責務の増大と公務員全般の報酬等引下げの気運という相矛盾する状況下において、真に適正な報酬額等について当審議会では、これらの総合的見地から改定の是非を決定することが適当であると判断した。

1 市議会議員の議員報酬の額

市議会議員の議員報酬の額については、当審議会の議論の中では現在の厳しい社会経済情勢による民間賃金の減少や一般職員の給与引下げなどを考慮し、引下げるべきとの意見もあった。

しかし、一部の議論にあるようなボランティアで行える職務ではないことから、議員が市民から期待されうる議員活動に専念するには、ある程度の所得保障と活動費用の確保も必要である。

また、本市の市議会議員の役割及び責務が他の中核市と同等であるにもかかわらず、人口規模類似の中核市の平均報酬額をそれぞれ下回っており、これ以上の較差拡大は、均衡の原則の観点から適当ではないと判断した。

過去の審議会において、他の中核市との不均衡の是正を図る必要性が議論されてきていることも重視し、市議会議員の議員報酬の額は、据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

なお、改定の判断においては、政務調査費が他市に比べて極めて厳格に運用されていることも考慮したことを付け加えておく。

2 市長等特別職の給料の額

市長等特別職の給料の額については、一般職の給与改定と必ずしも連動するものではないが、これまでも事院勧告に準拠した本市の一般職員の給与改定を考慮して給料額改定の答申を行ったこともあり、この考え方を基本とすると、平成22年度の一般職員の平均給与改定率マイナス0.2%が基準となる。

この改定では、55歳を超える管理職員は、さらに上乘せして引下げがなされたことから同様な引下げも検討したが、国の特別職の給料は0.2%程度の引下げ改定になることから、マイナス0.2%を基準とすることが適切であると判断した。

また、人口規模類似の中核市との比較においても均衡は保たれていることから、市長等特別職の給料の額は、一般職員の平均給与改定と同様に引下げることが妥当であるとの結論に達した。

第4 政務調査費の額についての考え方

現行の本市の政務調査費は、一人当たり年額380,000円で中核市の中で最も低い額となっており、中核市平均の1,266,800円を大きく下回っている状況にある。

これは、他の中核市の多くが、本市の認めていない人件費や備品購入費などを対象経費として認めているのに対し、本市においては、調査旅費、研究研修費、資料作成費など、極めて狭い範囲に限定していることが原因となっている。

しかしながら、現行の政務調査費の交付目的に対し、使途基準に即した有効な活用がされていることと、厳しい社会経済情勢などを勘案し、今回は政務調査費の額については、据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

なお、引上げについては、議員報酬と政務調査費のあり方を総合的に検証した上で検討することとした。

おわりに

日本経済は、企業収益や雇用情勢など不安定で厳しい状況が続き、本市においても厳しい行財政経営が想定される中、行政需要は引き続き増加し、

新たな行政課題への適切な対応が求められている。

また、国と地方の関係においても平成12年4月の地方分権改革に続き、地域主権をキーワードとした新たな関係の構築が議論され、地方行政を取り巻く環境は大きな変革期を迎えようとしている。

このような社会経済情勢に対応するため、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職や市民の代表である市議会議員及び議会の果たすべき役割及び責務は、ますます増大しており、その行政手腕や議会活動に対して、これまで以上に大きな期待が寄せられている。これらのことを十分認識され、今後も市政の発展と市民福祉の向上のために、なお一層のご尽力をお願いするものである。

(会 長) ただいまの答申案に対して、質問、意見があったらお願いしたい。

(委 員) 3ページ一番上の行の「較差拡大」の「較差」は、あえてこの字を引用しているのか。「格別」の「格」という認識でいるが、比較して広がっていく意味で、「較」を引用したのか確認したい。

(事務局) 人事院勧告の「勧告の骨子」でも、「民間との較差」をこの「較差」という字が使われているので、この「較差」を使った。

(委 員) 「格差」のほうが適切な表現だと思う。

(事務局) 人事院がこの「較差」を使っていたので、同様に使っただけである。

(委 員) 指標の2行目に「原則」という言葉がでてくるが、この「均衡の原則」という言葉が、今の社会や名古屋市の動きの中で、適当がどうか。

様々な動きをしている経済社会の中で、これにこだわって審議したと思われるのではないか。

従来から同じ考えで、審議したと捉えたほうが良いと思う。その中で若干、厳しい財政状況であるものの、考えの基本があるということだったと思っている。

(会 長) いかがでしょうか。

(委 員) 原則という問題は、あるにはあると思うが、それほどこだわってはないと思う。

(会 長) 確かに、「均衡の原則」というのは、分権以前の話のようですね。

(委 員) 審議会の基本的な考えとしては、保守的な感じがする。

(委 員) 「均衡の原則」に乗っ取って話をしたわけでもないし、われわれの意見を結構出しているのだから、言葉を変えたほうが良いと思う。

(事務局) あえてこれを強調するかどうかは別として、他の自治体と比較したことはあったと思う。

(委員) 「原則」という言葉だけは、変えたほうがよいと思う。

(委員) 均衡という言葉は、後につながる文章としてすごく適切だし、こういう会を知らない一市民が、読んだ時にとっても分かりやすいと思う。

(委員) 「原則」というのは、どのように理解しているのか。

(事務局) 市長にしても議員にしても、その与えられている権限と責任の範囲については、すべて地方自治法で規定をされている。

都市が大きい小さいとか、経済環境が厳しい、安定しているということはあるが、責任と権限という範疇であれば法的には皆同じである。

それに対応していくと、報酬も同じであるというのが基本的な考え方としてある。

確かに言われるとおり、経済環境や舵取りの難しさなど、当然実態によって違う。原則という言葉を使うと、常に横を意識しながら行うという意味合いもあるので、「原則」というのは、他の言葉に置き換えたほうが良いかもしれない。

(委員) 一度事務局で、それに変わる言葉があれば考えていただきたい。

(事務局) 「情勢適用の原則」にしても、社会環境・経済環境を固定的に考えるのではなく、変化に応じて考える。考える時には、基本的には法的には同じことを行っているから、他をある程度参考するという意味合いになってくるので、少し考えさせていただきたい。

(委員) 一般企業でもいろんな制度を変える時に、他社を参考にしながら、会社を取り巻く状況を踏まえて最終的に決めるので、同じだと思う。

(事務局) 次回が、答申の日になってしまうので、それまでに改正案を送付する。個別に意見があればお願いしたい。

(会長) 事務局で検討することでよろしいか。
それ以外の点について、意見があったらお願いしたい。

(委員) 3ページの真中あたりの、「基幹産業への影響も大きく、これによる大幅な税収減が見込まれ」とあるが、税収減は続いているわけなので、「引き続き」という表現が適切ではないか。

(事務局) 23年度当初予算はこれから成立するというイメージがあって、こういう書き方になっているが、引き続き厳しい税収環境にある。

- (委員) 「引き続いて」といった表現をしてもらったほうが、分かりやすい。
- (事務局) 少し繋がるように修正させていただく。
- (委員) 「おわりに」の5行目に「地方行政」という言葉があるが、通常概念的に「地方行政」といった場合には、国の機関が地方に対して行う行政も「地方行政」という表現を使うので、「地方公共団体の行政」とか、あるいは平たく言って「地方自治行政」というような表現を使うことが増えてきたように思う。
とりわけ地域主権とか叫ばれてからは、国の機関も、国の機関が実施すべき「地方行政」という表現を使う。
- (会長) 先ほど、市民の目線から見た時という発言があったが、市民の目線から見たら少し読みづらいと思う所があれば、意見をお願いしたい。
- (委員) この答申書は、1月7日に答申した後、どこかに公表されるのか。
- (事務局) 1月7日に、審議会から市長に答申していただいて、あわせてその内容については、同日記者発表もさせていただくことになると思う。
その時には、答申書をマスコミにも公表していくので、報道機関がそれを見てどのような記事を書くか、まず、一段階はあると思う。
その後、広く市民の方ということでホームページ等もある。今回記者も含めて傍聴はなかったが、名古屋等の動きがある中で、マスコミ報道機関がこの表現を見て、どう理解して、それに対して審議会がどういう思いでこういった表現をしたのかということに発展する可能性はある。
- (委員) 文章の中で、「本市」という表現と「豊田市」という表現があるが、使い分けしているのは、何か意味があるのか。
- (事務局) 基本は「本市」で書いているつもりだが、指標のところの言葉は、資料の名称になっている。
- (委員) 市議会議員の議員報酬の額のところの最後の2行で、「なお、改定の判断においては」は、議論の中ではしたと思うが、第4の政務調査費の額の所に入れたほうがスッキリすると思う。
第4の所にも同じ様な言葉がでていますが、「本市においては、調査旅費、研究研修費……極めて狭い範囲に限定している」と書いてあるので、そのあたりに入れていくのはどうか。
- (事務局) 議員報酬の額は、人事院勧告や市民感覚から言った時に、引下げ基調があるのでないかという話の中で、政務調査費という別枠のものがあって、豊田市は特に他の都市に比べ相当低い状態なので、総合的に考えた時に報酬まで引下げるのはどうかという比較検討の判断材料の一つとさせていただいたので、「付け加えておく」という表現で記載した。

(事務局) 委員の皆さん方の思いの中で、そこにあまり力点を置いたつもりではないということであれば削っても良い。

過去に、平成18年度の時には、実はこういうような表現を議員報酬の最後に付けたこともある。その時は、かなり限定的に政務調査費を絞っているの、議員報酬の中から議会活動費もださざるを得ない。そういったことも含めて議員報酬をさらに切り込むのはどうかということで、18年度の時は入れてある。

(委員) 政務調査費の最後に、「検討することとした」という表現があるが、これは約束するということがか。

(事務局) 申し送り事項がないのかと言われたので、付け加えた。

(委員) 「した」だと、もう決めたような感じに受け取られるので、「したい」という言葉にしたほうが良いと思う。

(事務局) 「総合的に検証した上で検討する」というよりも、「検証した上で改めて議論をすることとする」というような書き方が、トーン的には下がると思う。

宿題というか環境が整った段階では、検討する必要があるという課題認識の意味合いにする。

(委員) 3ページの「このように」から始まる場所の、「公務員全般の報酬等引下げ」の「公務員全般」というのは、特別職の公務員全般という認識なのか、一般職を含めた公務員全般という意味で報酬という言葉が適切なのか。

(事務局) 人事院勧告を受けて、一般職の国家公務員・地方公務員を含めて、全般的には給与ベースの引下げというのと、実際の職務内容が増えているというのと、若干の職務給の原則という考えでいくと少し矛盾するという意味合いである。

「等」を使わせてもらったのは、一般職でいうとご指摘のとおり給与になり、特別職も含めているので、「報酬等」と少しボカした形で書いてある。

(委員) 名古屋市の名前をだすことが気になる。

(事務局) 先ほど申し上げたように、報道がどうであるかを考えた時に、名古屋との比較にあえて触れるのかどうか迷いながらいた。

第1回の市長の挨拶の中で、「名古屋は名古屋のことで、当審議会は当審議会ですとお願いしたい」ということで、その様に審議いただいたとは思っている。

(委員) 名古屋市はちょっと考え方が違う。河村市長が、あれだけでできるとお

っしゃっているんで、できると思ってしまう。できるなら、豊田市もという考え方があることは事実である。

市で説明する時に、おかしいと思えば、おかしいと言ってもらえば良いと思う。

(委員) 今の豊田市では、絶対にできない。市長だからこそ退職金を含めるとできることだと思う。名古屋市でも議員は、政務調査費を入れても厳しい状態なので、豊田市ではとてもできない。

(会長) 確認をさせていただくと、訂正箇所が2ページ目の真ん中あたりの「均衡の原則を尊重し」というところは、事務局でもう少し適切な表現に書き改めていただく。

そして、3ページ目の「名古屋市の例を」というところは、削除して「高まってきている」に続ける。

それから、4ページ目の一番下の、「検討することとした」は、この審議会からの提言的な表現に変えていただく。

あと、5ページ目の「地方行政」の表現を変えていただく。

このあたりで訂正はよろしかったでしょうか。

(事務局) 3ページ目の「大幅な税収減」という表現と、2ページのところで、「均衡の原則の尊重」を削除したときに、その前に「情勢適応の原則」が残り、ここに一つだけ「原則」があるので、文の構成上違和感があったら、「情勢適用の原則」も言葉を変えさせていただきたいと思う。

(会長) 「情勢適用の原則」、「均衡の原則」というのは、一般的に使われている言葉ですか。

(事務局) 地方公務員法の中で、用語として存在している。

両方とも、もう少し分かりやすい言葉に意味合いを含めて、置き換えようと思っている。「原則」という言葉を変えて、「尊重」という言葉を「考慮」とかに換えようと思っている。

(会長) 市民に分かりやすい表現に噛み砕いていただきたい。

(事務局) 「均衡の原則」は4ページの最上段にありますので、「較差」の「較」の字も含めて、一般的に使われているものにする。

(会長) 表現は検討していただき、視点は、市民が一般的に読みやすいということをお願いしたい。

(委員) 名古屋市のやっていることは、この原則に反するのかな。

(事務局) 職務給の原則が大前提になるとすると、職務に対して現状の報酬は高すぎるという判断をされている。

ボランティア的にやることが前提になると、イギリスとか外国の地方自治行政の議員のあり方の議論になると、あのような報酬の議論になる可能性はある。

(会 長) それでは、ただいま検討いただいた内容で、事務局で答申案を修正していただき、最終の答申案としたいと思う。

なお、修正した答申案は、事務局より各委員の皆様へ送付していただき、委員の皆さんに確認していただきたい。

次回の審議会は、答申案の最終確認をしていただき、答申をすることとする。できる限り、事前にお気づきの点があれば、事務局へ事前に連絡をお願いしたい。

委員からの異論なし

(会 長) それでは、最終の審議会となると思うが、次回の日程について事務局よりお願いしたい。

(事務局) 第5回審議会は、平成23年1月7日金曜日、午後1時30分から場所は、南庁舎5階51会議室でお願いする。

午後2時30分終了